



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

410	指定情報処理機関の名称の変更	(市町村課).....	1
411	指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更	(情報政策課).....	2
412	応急入院指定病院の指定	(障害福祉課).....	2
413	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
414	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
415	"	(").....	3
416	"	(").....	3
417	指定一般相談支援事業者の指定	(").....	3
418	指定自立支援医療機関の指定	(").....	4
419	救急病院の認定	(医務課).....	4
420	森林病害虫等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	4
421	"	(").....	5
422	保安林の指定の解除	(").....	6
423	保安林の指定予定の通知	(").....	6
424	"	(").....	7
425	"	(").....	7
426	保安林予定森林	(").....	7
427	公共測量の終了	(技術調査課).....	8
428	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
429	"	(").....	8
430	"	(").....	9
431	道路の供用開始	(").....	9
432	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	10
433	河西緩衝緑地西松江緑地の区域の変更	(都市政策課).....	10
434	港湾施設の公示	(港湾空港課).....	10

○ 教育委員会告示

3	和歌山県指定文化財の指定	11
---	--------------	-------	----

○ 訓令

*8	和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課).....	11
----	------------------------	----------------	----

○ 公告

	紀の川流域下水道の指定管理者の指定	(下水道課).....	12
	紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定	(").....	12

告 示

和歌山県告示第410号

地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)附則第5条第3項の規定により、指定情報処理

機関の名称の変更に係る届出があったものとみなして適用される、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定情報処理機関の名称
財団法人地方自治情報センター
- 2 変更後の指定情報処理機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 3 変更しようとする年月日
平成26年4月1日

和歌山県告示第411号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったものとみなして適用される、電子署名に係る地方公共団体の認証事務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定認証機関の名称
財団法人自治体衛星通信機構
- 2 変更後の指定認証機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 3 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
- 4 変更後の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 5 変更しようとする年月日
平成26年4月1日

和歌山県告示第412号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項に規定する精神病院として、次のとおり指定した。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	指 定期間
医療法人田村病院	和歌山市小倉645番地	平成26. 4. 1～平成29. 3. 31

和歌山県告示第413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野793	就労継続支援A型	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成26.3.31

和歌山県告示第414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野793	自立訓練（生活訓練）	特になし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成26.4.1

和歌山県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310129	障害者就労支援施設スズラン	伊都郡かつらぎ町佐野799	就労継続支援A型	特になし	一般社団法人見好障害者就労支援センター	伊都郡かつらぎ町佐野799	平成26.4.1

和歌山県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000548	ライフサポートみのり	橋本市岸上319-1ピア・シティー岸上	生活介護	特になし	特定非営利活動法人いぶき福祉会	伊都郡九度山町九度山1547-1	平成26.4.1

和歌山県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031700663	那賀圏域障害児者相談支援事業所りん	紀の川市粉河681-4	地域移行支援 地域定着支援	特定無し	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成26.4.1

和歌山県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
イオン薬局和歌山店	和歌山市中字楠谷573番地 イオン和歌山店1階	藤田勝美	平成26.4.1

和歌山県告示第419号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 公立那賀病院
- 2 所在地 紀の川市打田1282
- 3 有効期限 平成29年3月31日

和歌山県告示第420号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年4月22日から同年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第421号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年4月22日から同年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字扇谷1280（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 送電変電設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第423号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字大畑字登り尾146の2、147（次の図に示す部分に限る。）、148、151の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字登り尾146の2・151の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第424号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市相賀字古河854の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古河854の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第425号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字下モ陰地2541、2542の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下モ陰地2541・2542の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第426号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字峰1085の2、1088、1112から1115まで、1117の2（次の図に示す部分に限る。）、1122、1123（次の図に示す部分に限る。）、1124、1126、1126の1、1126の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 数値撮影（デジタル）、写真地図撮影（デジタルオルソ）
- 2 作業期間 平成25年12月6日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市の一部

和歌山県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市御幸辻字北垣内西366番1地先から同市小原田字北垣内214番1地先まで	旧	27.61 } 82.43	700.00	御幸橋 L=71.00
同上	新	25.68 } 101.22	700.00	御幸橋 L=71.00

和歌山県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
新宮市高田字高田口1番1地先から同市高田字高野3681番1地先まで	旧	16.65 } 46.60	135.00	一般国道169号との重用延長135.00メートルを含む。
同上	新	19.75 } 61.70	133.80	一般国道169号との重用延長133.80メートルを含む。

和歌山県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
新宮市高田字高野3681番1地先から同市高田字高田口1番1地先まで	旧	16.65 } 46.60	135.00	一般国道168号との重用延長135.00メートルを含む。
同上	新	19.75 } 61.70	133.80	一般国道168号との重用延長133.80メートルを含む。

和歌山県告示第431号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
路線名 168号

供用開始の区間 新宮市高田字高田口1番1地先から同市高田字高野3681番1地先まで
 供用開始の期日 平成26年4月1日

和歌山県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 蕨野地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と11号を結ぶ線は印南町道印南原蕨野線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	印南町	明神川	塚ノ本	94番1	
2号	〃	〃	〃	〃	93番	
3号	〃	〃	〃	〃	90番	
4号	〃	〃	〃	〃	87番	
5号	〃	〃	〃	布施	62番	
6号	〃	〃	〃	〃	66番3	
7号	〃	〃	〃	〃	66番5	
8号	〃	〃	〃	〃	57番1	
9号	〃	〃	〃	〃	58番1	
10号	〃	〃	〃	塚ノ本	82番1	
11号	〃	〃	〃	〃	92番1	

和歌山県告示第433号

平成5年和歌山県告示第243号（都市公園の設置）で設置した河西緩衝緑地西松江緑地の区域を次のように変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 河西緩衝緑地西松江緑地

2 位置

- (1) 追加する部分 和歌山市古屋字外浜東ノ坪
- (2) 削除する部分 なし

3 区域 別添図面のとおり

4 変更後の区域の供用開始の期日 平成26年4月1日

（「別添図面」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。）

和歌山県告示第434号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
勝浦港	勝浦小型船舶係留施設	那智勝浦町湯川地先	小型船舶係留施設	延長50.4メートル 水深3.0メートル
宇久井港	宇久井小型船舶係留施設	那智勝浦町宇久井地先	小型船舶係留施設	延長75.3メートル 水深1.5～4.5メートル
新宮港	三輪崎小型船舶係留施設	新宮市三輪崎地先	小型船舶係留施設	延長44.8メートル 水深3.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え付ける。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成26年3月17日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成26年4月1日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

（有形文化財の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
美術工芸品 （彫刻）	木造菩薩形坐像 1軀	和歌山市吹上一丁目4-14 （和歌山県立博物館）	佃・林ヶ峰町内会 （観音寺）	紀の川市平野1370番地
美術工芸品 （考古資料）	後口谷銅鐸 1括（19点）	田辺市東陽31番1号（田辺市立歴史民俗資料館）	田辺市教育委員会	田辺市高雄一丁目23番1号
美術工芸品 （考古資料）	長寿寺備前焼大甕 暦應五年等の銘がある 1口 附破片1点	和歌山市吹上一丁目4-14 （和歌山県立博物館）	宗教法人長寿寺	西牟婁郡白浜町大古144番地

訓 令

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 機 関
各 地 方 機 関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 登録県産品 県内において製造され、又は加工された製品であって、県内の中小企業者の受注機会の増大に資するため県が優先して調達するものとして、知事が別に定めるところにより登録した物品

をいう。

第3条第1項中「主なもの」の次に「(登録県産品についてのもを含む。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 各課かい長は、前項に規定する計画を定めるに当たっては、知事が別に定めるところによりあらかじめ総務事務集中課長が示す県産品の優先調達に関する指針を踏まえ、県産品の優先調達に努めるものとする。

第4条第1項を次のように改める。

集中調達機関の長は、集中調達物品の調達に係る事務の処理を能率化するため、文房具事務用品、用紙類、複写用感光紙、什器、繊維製品、セメント・骨材、食品、液化石油ガス、白灯油、登録県産品等の買入れ、印章の製造、謄写印刷、椅子カバー等のクリーニングその他の集中調達機関の長が必要と認める集中調達物品の調達に関し、あらかじめ、単価契約の締結の事務を処理することができる。

別記第1号様式備考3中「重要物品」の次に「及び登録県産品」を、「記入すること」の次に「(登録県産品については、総務事務集中課長からその優先調達の指針を示しているので、その旨留意して調達計画を定めること。)」を加え、同様式備考5中「調達」の次に「及び登録県産品の調達」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで